



トピックス…②

改正畜安法の政省令案のポイント

農林水産省は9月6日、本年春の通常国会で可決された「畜産経営の安定に関する法律」（以下、「改正畜安法」という）の施行に向けた政省令を取りまとめた。加工原料乳補給金制度をめぐる焦点となっていた、いわゆる「いいとこ取り」の防止など、具体的な規定を盛り込んだ。同日中に同省ホームページ上で条項を公表し、30日間のパブリックコメント（意見公募）を経て、10月下旬をめどに公布される見込みである。

（1）年間販売計画の妥当性の判断基準

改正畜安法では、需給の安定に向け補給金の交付希望者には年間販売計画の提出を義務づける。この際、交付要件には乳製品加工比率による規定は設けず、「最も加工仕向け量が少ない月でも、年間の加工仕向け予定総数量を12等分した数量の20%以上が加工原料乳に仕向けられていること」を基準とする。

年間販売計画は、以下の基準(安定取引)を満たす必要がある。

$$\left(\begin{array}{c} \text{各月の加工原料乳} \\ \text{仕向け予定数量} \end{array} \right) \geq \left(\begin{array}{c} \text{年間の加工原料乳} \\ \text{仕向け予定総数量} \end{array} \right) \div 12 \times 0.2$$

また、年間販売計画には以下の書類を添付する。

- ①各月毎の生乳又は特定乳製品の販売予定数量を証する書類（生乳取引契約書等）
- ②生乳の検査方法を証する書類、等

（2）集送乳調整金の交付を受けるための要件

地域内で生産された生乳を『あまねく集乳』する（地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行う）要件を具体的に明記する。

具体的な要件は次の通り。

- ①補給金及び集送乳調整金をプール計算し、生産者に支払うこと
- ②集送乳経費の負担額を平準化並びに乳代はプールを基本としていること
- ③生乳販売委託契約等において、kg当たり集送乳経費額とそのうちの生産者負担額を明らかにすることとされていること
- ④省令の正当な理由がある場合を除き、生乳取引を拒まないこと、等

（3）指定団体（指定事業者）が生乳取引を拒否できる理由を明記

いわゆる「いいとこ取り」（場当たりの不公平を感じる取引）防止に関する規定については、指定事業者が生乳取引を拒否できる理由を以下のとおり明記した。

- ①委託生乳数量等が、生乳生産の季節変動を超えて変動する取引を求められる場合
- ②短期間の生乳取引を求められる場合
- ③特定の用途仕向けへの販売を条件とした取引を求められる場合
- ④生乳の品質が統一的基準に満たない取引を求められる場合
- ⑤委託生乳数量等が、当事者間の合意なく約定された数量から大幅に増減している場合
- ⑥生乳の受託販売事業者に対する買取の申出、又は買取販売事業者に対する委託販売の申出、（2）の①～③に適合しない申出等

なお、指定事業者が生乳取引を拒否できる正当な理由について、政省令公布後、現場からの問い合わせや現場への聞き取りにより、具体的な事例を分類した上で例示する。

（4）今後の予定

農林水産省は同日、来年4月1日の改正畜安法施行に向けたスケジュールも明らかにした。政省令は、30日間のパブリックコメントを経て、10月下旬に交付される見込である。また、政省令公布に併せて、生産局長通知（法、政省令の解釈、業務規程の規定例、取引契約の規定例等）も発出される見込である。

なお、加工原料乳補給金と集送乳調整金の単価、および交付対象数量（総量）は来年度予算編成と合わせ、食料・農業・農村政策審議会畜産部会への諮問・答申を経て12月末に決定する予定である。諮問と同時に補給金と集送乳調整金の算定方法も公表する。

一方、指定生乳生産者団体をはじめ、加工原料乳補給金等の交付を希望する事業者には、平成30年2月をめどに生乳の「年間販売計画」の提出を求める。